

## 「ライトライン・バス連絡定期券購入支援制度」Q&A

1	Q:ライトライン・バスのどちらか1つだけの定期券を購入している場合は補助対象になりますか？
	A: 補助の“対象外”となります。「ライトライン」と「バス」を乗り継ぐ定期券を購入している場合に対象となります。
2	Q: 雨の日など必要に応じてライトラインとバスを乗り継ぎ通学していますが、乗車履歴が分かれば補助対象となりますか？
	A: 補助の“対象外”となります。通学定期券の購入及びその証明が必須の要件となります。
3	Q: 宇都宮市外在住で、市内の高校まで通学していますが、補助対象となりますか？
	A: 補助の“対象外”となります。通学者の方が「市内」在住であることが必須となります。なお、保護者の方が市外在住でも、通学者の方が市内在住であれば、補助の対象となります。
4	Q:都合により有効期間の途中で定期券を解約してしまったのですが、補助対象になりますか？
	A:補助の“対象外”となります。有効期間が満了した定期券が補助の対象となります。
5	Q: 令和6年「3月1日」から「5月31日」までの3か月定期券を購入し利用しましたが、全て補助対象となりますか？
	A: 令和6年3月1日から3月31日までの分は、補助の“対象外”となります。本支援制度は、定期券の期間が「令和6年4月1日から令和7年3月31日」のものが補助の対象となるため、この場合、購入額のうち、4月1日から5月31日までの分を日割換算し、補助額を算出します。 <例> 3月1日～5月31日までの3か月定期が 20,000 円 $\Rightarrow 20,000 \text{ 円} \times 30\% \times$ $(6 \text{ 年度}(4/1 \sim 5/31) \text{ 分日数 } 61 \text{ 日} / \text{総日数 } 92 \text{ 日}) \div$ 補助額 3,900 円
6	Q: 市内在住の小学生, 中学生, 高校生, 大学生等とあるが, 専門学校生も補助の対象となるか？
	A: 交通事業者の販売窓口で「通学」定期券として購入したものは補助の対象となります。なお, 年齢制限はありません。

	<p>Q: ライトラインとバスでそれぞれ定期券を購入している場合は対象となるのか？</p>
7	<p>A: ライトライン, バスそれぞれのレファレンスペーパーを添付いただければ, 補助の対象となります。なお, ライトラインとバスで定期券有効期間の始期又は終期が異なる場合, 重なっている期間のみを対象とします。</p>
8	<p>Q: 電子申請ではなく, 紙で申請したいのですが可能ですか？</p> <p>A: 本補助制度は, 原則, 宇都宮市電子申請共通システムでの申請のみとなります。宇都宮市電子申請共通システムでの申請が困難な場合は, 交通政策課へお問合せください。</p>
9	<p>Q: 定期券を購入した証明書(レファレンスペーパー)を失くしてしまったのですが, 補助申請は可能ですか？</p> <p>A: 定期券を購入した証明書(レファレンスペーパー)がない場合, 申請の受付はできません。定期券有効期間内であれば, 交通事業者の販売窓口でレファレンスペーパーの再交付が可能です。詳しくは購入された交通事業者様へご確認ください。なお, 有効期間が過ぎてしまっている場合は, 市交通政策課へお問合せください。</p>
10	<p>Q: 口座情報は誰の口座で申請しても良いですか？</p> <p>A: 口座は申請者名義のものに限ります。申請者以外の口座で申請された場合, 再申請が必要となりますのでご注意ください。申請者が口座をお持ちでない場合は, 口座をお持ちの方のアカウントを作成し, 申請していただきますようお願いいたします。</p>